



宮 崎 県 公 報

平成23年 6 月30日 (木曜日) 号外 第 56 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○漁港区域内における放置禁止区域及び物件の指定 (9 件) …………… (漁村振興課) 1

頁

○漁港施設の使用に当たり知事の許可が必要な施設の指定 (9 件) …………… (漁村振興課) 2

○船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港 (8 件) …………… (“) 4

正 誤

○平成23年 5 月30日付け県公報 (第2289号) 中…………… 5

告 示

宮崎県告示 544号

漁港漁場整備法 (昭和25年法律第 137号) 第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定区域
第 3 種油津漁港のうち、東防波堤と西防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた漁港区域内の水域
- 2 指定物件
漁船を除く船舶
- 3 指定の適用の日
平成23年 8 月 1 日

宮崎県告示 545号

漁港漁場整備法 (昭和25年法律第 137号) 第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定区域
第 3 種目井津漁港のうち、南沖防波堤と沖防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域
- 2 指定物件
漁船を除く船舶
- 3 指定の適用の日
平成23年 8 月 1 日

宮崎県告示 546号

漁港漁場整備法 (昭和25年法律第 137号) 第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定区域
第 2 種大堂津漁港のうち、東防波堤と西防波堤の先端を結んだ

線及び水際線に囲まれた水域

- 2 指定物件
漁船を除く船舶
- 3 指定の適用の日
平成23年 8 月 1 日

宮崎県告示 547号

漁港漁場整備法 (昭和25年法律第 137号) 第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定区域
第 1 種鶯巣漁港のうち、防波堤と防砂堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域
- 2 指定物件
漁船を除く船舶
- 3 指定の適用の日
平成23年 8 月 1 日

宮崎県告示 548号

漁港漁場整備法 (昭和25年法律第 137号) 第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定区域
第 1 種富士漁港のうち、管理道路と防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域
- 2 指定物件
漁船を除く船舶
- 3 指定の適用の日
平成23年 8 月 1 日

宮崎県告示 549号

漁港漁場整備法 (昭和25年法律第 137号) 第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定区域
第 1 種宮浦 (鶴戸) 漁港のうち、東防波堤と防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域
- 2 指定物件
漁船を除く船舶
- 3 指定の適用の日
平成23年 8 月 1 日

宮崎県告示 550号

漁港漁場整備法 (昭和25年法律第 137号) 第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定区域
第 1 種鶴戸漁港のうち、東防波堤と西防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域
- 2 指定物件
漁船を除く船舶
- 3 指定の適用の日
平成23年 8 月 1 日

宮崎県告示 551号

漁港漁場整備法 (昭和25年法律第 137号) 第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定区域
第 1 種鶴戸 (大浦地区) 漁港のうち、防波堤と西防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域
- 2 指定物件
漁船を除く船舶
- 3 指定の適用の日
平成23年 8 月 1 日

宮崎県告示 552号

漁港漁場整備法 (昭和25年法律第 137号) 第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定区域
第 1 種夫婦浦漁港のうち、東防波堤と西防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域
- 2 指定物件
漁船を除く船舶
- 3 指定の適用の日
平成23年 8 月 1 日

宮崎県告示第 553号

宮崎県漁港管理条例 (昭和38年宮崎県条例第19号) 第10条第 1 項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければ

ならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び油津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使用期間
油津漁港 (日南市)	漁港内 指定施設C内 番号30から 100で示された区域 図面に示す 漁港内 指定施設D内 番号 1 から29で示された区域 図面に示す	100隻以 内	周年

- 2 指定の適用の日
平成23年 8 月 1 日

宮崎県告示第 554号

宮崎県漁港管理条例 (昭和38年宮崎県条例第19号) 第10条第 1 項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければ

ならない施設を次のとおり指定する。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使用期間
目井津漁港 (日南市)	漁港内 指定施設C内 番号42から86で示された区域 図面に示す 漁港内 指定施設D内 番号 1 から41、87から 92で示された区域 図 面に示す	92隻以内	周年

- 2 指定の適用の日
平成23年 8 月 1 日

宮崎県告示第 555号

宮崎県漁港管理条例 (昭和38年宮崎県条例第19号) 第10条第 1 項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければ

ならない施設を次のとおり指定する。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使用期間

大堂津漁港 (日南市)	漁港内 指定施設D内 番号32から51で示され た区域 図面に示す 漁港内 指定施設E内 番号1から31、52、53 で示された区域 図面 に示す	53隻以内	周年
----------------	---	-------	----

- 2 指定の適用の日
平成23年8月1日

宮崎県告示第 556号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）第10条第1項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び油津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使用期間
鶯巣漁港 (日南市)	漁港内 指定施設F内 番号1から6で示され た区域 図面に示す	6隻以内	周年

- 2 指定の適用の日
平成23年8月1日

宮崎県告示第 557号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）第10条第1項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び油津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使用期間
富士漁港 (日南市)	漁港内 指定施設D内 番号1から3で示され た区域 図面に示す	3隻以内	周年

- 2 指定の適用の日
平成23年8月1日

宮崎県告示第 558号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）第10条第1項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び油津港湾

事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使用期間
宮浦(鶴戸) 漁港 (日南市)	漁港内 指定施設D内 番号1から2で示され た区域 図面に示す	2隻以内	周年

- 2 指定の適用の日
平成23年8月1日

宮崎県告示第 559号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）第10条第1項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び油津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使用期間
鶴戸漁港 (日南市)	漁港内 指定施設F内 番号1から13で示され た区域 図面に示す	13隻以内	周年

- 2 指定の適用の日
平成23年8月1日

宮崎県告示第 560号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）第10条第1項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び油津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使用期間
鶴戸(大浦地区))漁港 (日南市)	漁港内 指定施設F内 番号1から3で示され た区域 図面に示す	3隻以内	周年

- 2 指定の適用の日
平成23年8月1日

宮崎県告示第 561号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）第10条第1項

の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び油津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使用期間
夫婦浦漁港 (日南市)	漁港内 指定施設E内 番号1から5で示され た区域 図面に示す	5隻以内	周年

2 指定の適用の日

平成23年 8 月1日

宮崎県告示第 562号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の栈橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 使用料徴収開始の日

平成23年 8 月1日

2 徴収対象漁港

目井津漁港

宮崎県告示第 563号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の栈橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 使用料徴収開始の日

平成23年 8 月1日

2 徴収対象漁港

大堂津漁港

宮崎県告示第 564号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の栈橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 使用料徴収開始の日

平成23年 8 月1日

2 徴収対象漁港

鶯巣漁港

宮崎県告示第 565号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の栈橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 使用料徴収開始の日

平成23年 8 月1日

2 徴収対象漁港

富士漁港

宮崎県告示第 566号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の栈橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 使用料徴収開始の日

平成23年 8 月1日

2 徴収対象漁港

宮浦（鶴戸）漁港

宮崎県告示第 567号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の栈橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 使用料徴収開始の日

平成23年 8 月1日

2 徴収対象漁港

鶴戸漁港

宮崎県告示第 568号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の栈橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 使用料徴収開始の日

平成23年 8 月1日

2 徴収対象漁港

鶴戸（大浦地区）漁港

宮崎県告示第 569号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の栈橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成23年 6 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 使用料徴収開始の日
平成23年 8 月 1 日
- 2 徴収対象漁港
夫婦浦漁港

正 誤

平成23年 5 月30日付け県公報 (第2289号) 中

ページ	段	行	誤	正
4	左	24	漁港内 指定施設C	漁港内 指定施設D

--	--